

WELLB 利用規約

総則

第1条（定義）

本会則によって定める条項は株式会社ビースリー（以下会社という）およびフィットネスクラブ WELLB（以下「本クラブ」という）に適用されるものとします。

第2条（目的）

本クラブの会員が、クラブの施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

第3条（会員）

- ①本クラブは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められた会員種類で契約し、施設および諸サービスを利用することができます。
- ②会員の契約期間は、月単位で本クラブが別途定めた期間とし本クラブ所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第4条（入会資格）

本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- ①12才以上且つ中学生以上で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。
- ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- ③過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、本クラブが別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。
- ④次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において 入会資格が認められ、入会条件に同意した方。
 - ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
 - ・施設を一人で利用できない方。
 - ・妊娠している方。
 - ・上記の他、本クラブが審査を必要と判断

した方。

⑤その他、本クラブが会員として不適切と判断してない方。

第5条（入会手続き）

①本クラブを利用する方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し本クラブの承認を得、契約を行う事により会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

②会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話 番号、メールアドレス、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先および会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証します。

③会員資格を喪失した方が、本クラブに入会を希望する場合、本クラブは資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本クラブは、第4条③により再度入会資格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場合があります。

第6条（入退室管理）

①入退室システム akerun は会員が本クラブの施設を利用するときの本人認証を行なうためのシステムであり、本クラブは会員に対して akerun システムに登録します。会員は akerun を必ず携帯し入退場するものとし、携帯していない場合は施設内に立ち入ることができません。

②セキュリティカードを他人に貸与、譲渡することはできません。セキュリティカードは会員本人のみが使用できるものとし、万一他人に貸与した場合は第12条⑥により除名とします。

第7条（諸会費・諸料金）

①会員は本クラブが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に本クラブに納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

②諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正 の内容に従い、会員は本クラブが定めた方法で差額を負担するものとします。

③諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。

④利用回数の有無にかかわらず、退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、退会の際、前払い済みの諸会費・諸料金がある場合は、本クラブが別途定める基準により 算出した金額を、月会費の振替口座へ返還するものとします。

⑤本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。

⑥諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものとします。

⑦一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の退会手続きが完了するまでの間、本クラブが適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第7条①で予め本クラブが認めている会員の代理人とします。

第8条（退会）

①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の10日迄（休業日の場合は前営業日）に、所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、10日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。

②本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第8条①と同様です。

第9条（会員資格の譲渡、相続、貸与）

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続または貸与することはできません。

第10条（諸手続き）

①会員はプライベートロッカー・オプション・サービスに関する変更等の手続きを、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。

②会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。

③会員の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、メールアドレス、現住所、緊急連絡先と電話番号について、本クラブが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとします。

④本クラブは、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認のため、入会手続きの際に撮影した顔写真の更新が必要と判断した場合、会員の顔写真を撮影できるものとします。

第 11 条（会員除名）

会員が次のいずれかに該当した場合は、本クラブは除名とすることができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後本クラブを含む会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。（但し、本クラブを含む会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く）

①本会則、その他本クラブが定める諸規則に違反したとき。

②諸会費、諸料金の遅延など支払いを怠ったとき。諸会費諸料金を滞納し、本クラブの催告に応じないとき。

③入会に際して本クラブに虚偽の申告をしたとき。

④本クラブが会員としてふさわしくないと判断したとき。

⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した時。

⑥第 15 条各号の禁止行為を行ったとき。

⑦その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第 12 条（会員資格喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員の akerun は直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。

①退会したとき。

②除名されたとき。

- ③死亡したとき。
- ④本クラブを廃止したとき。

第 13 条（健康管理）

- ①会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- ②会員は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には本クラブへ申告するものとします。

3.施設・サービス利用

第 14 条（諸規則の厳守）

会員は本クラブ施設・サービス利用に際して、本会則および別途定める規則と注意事項を厳守し、本クラブでは従業員の指示に従っていただきます。

第 15 条（禁止事項）

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。

- ①akerun を他人に貸与すること。
- ②会員の入場と同時に施設の利用資格がない同伴者を施設内へ入場させること。
- ③運動に不適切な服装、装飾品、履物を着用して施設を利用すること。
- ④動物を施設内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）
- ⑤刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- ⑥施設内で喫煙すること。（電子タバコ・無煙タバコを含む）
- ⑦許可なく施設内で撮影・録音すること。
- ⑧本クラブの諸施設・器具・備品その他管理する物品の損壊や持ち出し、落書きや造作をすること。
- ⑨所定の場所以外での排泄行為。

- ⑩他人や従業員、本クラブ、会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。
- ⑪許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をする事。
- ⑫他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑬痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- ⑭他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
- ⑮正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
- ⑯支払うべき利用料、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- ⑰他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑱酒気を帯びて施設内に入場すること。
- ⑲過剰、不当な要求行為。
- ⑳その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第 16 条（入場禁止、退場）

本クラブは下記の項に該当する方に入場禁止、退場を命じることが できます。

- ①本会則および諸規則を遵守しない方。
- ②集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ③正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
- ④第 4 条の入会資格を満たしていないと本クラブが判断した方。
- ⑤第 15 条で禁止されている行為を行った方。第 16 条の 2（施設・サービス利用制限） 本クラブは下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命じることができます。
- ①健康状態により、医師から運動を禁じられている方。

②本クラブが運動、サービス利用することが好ましくないと判断した方。

第 17 条（損害賠償）

①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について本クラブに帰責事由が認められる場合に限り、本クラブは適正な範囲の賠償をするものとします。

②会員が本クラブの施設利用に際して本クラブ、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第 18 条（盗難）

会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難・毀損等については、本クラブに帰責事由が認められる場合に限り、本クラブは適正な範囲の賠償をするものとします。

第 19 条（紛失物・忘れ物・放置物）

①会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償・補償等の責を負いません。

②忘れ物・放置物について、本クラブは速やかに施設近隣の警察署へ届け出るものとします。但し、腐敗のおそれがあるなど衛生安全管理上、保管は不適切と判断したものは、適宜処理させていただきます。

第 20 条（会員外利用者）

本クラブは、特に必要と認めた場合、会員以外の方（以下会員外利用者 という）に本クラブの立ち入り、見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。

第 21 条（利用案内）

本会則に定めないクラブ運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または本クラブが別途定める規則に定めます。

第 22 条（営業日・営業時間・受付時間）

①本クラブの施設の営業日・営業時間・受付時間は別途定めます。

②気象、災害、警報、注意報その他諸事情等により、本クラブが受付時間の変更が必要と判断した場合は、事前告知することなく受付時間を変更することがあります。

4.施設営業

第 23 条（施設の利用制限と休業）

①本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休業することがあります。

- (1) 気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等またはそのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと本クラブが判断したとき。
- (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと本クラブが判断したとき。
- (3) 施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業ができないと本クラブが判断したとき。
- (4) 突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。
- (5) 疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要請・働きかけがあったとき。
- (6) その他、本クラブが休業または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。

②予め予定されている休業は、原則 2 週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。

③店舗毎に施設の一部分または一定時間の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、本クラブは会員に会費を返還しないものとします。また、① (1) (2) (3) (4) (5) (6) の事由により施設の全部を休業する場合、休業店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休業店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。

月間 10 営業日以上（2 月は 9 営業日以上）施設の全部を休業した場合は、休業した日数分を日割り計算し返金いたします。

④本クラブは、会社の判断により例外的な措置として③を適用せずに会社の裁量において会費の割引、返還、減免その他の対応を行うことがあります。

第 24 条（本クラブおよび施設の廃止・統合）

会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止・統合をすることがあります。

①気象、災害等により施設を休業し、再開業が困難と判断したとき。

②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。本クラブおよび施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

5.その他

第 25 条（個人情報保護）

本クラブは、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、本クラブホームページに掲示いたします。

第 26 条（会則の改定）

会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全 会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の 2 ヶ月以上前に第 27 条（告知及びご連絡）および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。

第 27 条（告知及びご連絡）

①本会則に別途定めがある場合を除き、会社および本クラブが会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、本クラブのウェブサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員は会社および本クラブからの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識されなかったことについて、会社および本クラブは何らの責任も負わないものとします。

②会社および本クラブから会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員が本クラブに申告した住所またはメールアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはメールアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、会社およ

び本クラブは何らの責任も負わないものとします。

附則

本会則は、2023 年 12 月 1 日より施行いたします。

WELLB キッズ 利用規約

総則

第1条（定義）

本会則によって定める条項は株式会社ビースリー（以下会社という）が運営する WELLB キッズ（以下「本アカデミー」という）に適用されるものとします。

また、会社が運営する全ての施設を総称して「本クラブ」という。

第2条（目的）

本アカデミーの会員が、本アカデミーの参加および本クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条（会員）

- ①本アカデミーは会員制とし、入会する際に定められたクラスで契約した会員（以下「会員」という）の利用範囲に応じて、本アカデミーの参加および本クラブ内の諸施設・諸サービスを利用することができます。
- ②会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
- ③会員の責任事項は全て親権者の責とします。

第4条（入会資格）

本アカデミーの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- ①3歳以上12歳以下で、親権者が本会則を承認し、諸規則を遵守する方。
- ②親権者が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを親権者自ら保証する方。

③次のいずれかに該当しており、本クラブが別途定める条件に同意した方。

・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・一人で参加できない方。 ・レッスンに参加する同伴者が妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。

⑥その他、会社が本アカデミーの会員として不適切と判断してない方。

第5条（入会手続き）

①本アカデミーを利用する方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行う事により会員となります。

②会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、現住所、緊急連絡先と電話番号、および会費決済に必要な親権者情報を登録するものとします。また、会員の親権者は登録内容が正確であることを保証するものとします。

第6条（親権者の責任）

入会を希望する場合は、親権者が入会申込みを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を全て負うものとします。

第7条（入退室管理）

本アカデミーの会員は入退室管理アプリ Akerun を使用しないものとする。

第8条（諸会費・諸料金）

①会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。

本アカデミーは会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本 会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

②諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法 改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。

- ③諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。
- ④利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は、月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社の前受金として納入している方が退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。
- ⑤会社は本アカデミーの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、クラスの改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。
- ⑥月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- ⑦一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第8条①で予め会社が認めている会員の代理人とします。

第9条（クラスの受講）

会員は定められたクラスを受講しなければなりません。（クラスの内容、開講日時、料金、会員の受講資格については別途定めます。）

第10条（退会）

- ①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の10日迄（休業日の場合は前営業日）に、所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、10日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。
- ②本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第8条①と同様です。

第11条（会員資格の譲渡、貸与）

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

第 12 条（会員の休会）

本アカデミーは、会員の休会制度はありません。

第 13 条（諸手続き）

- ①会員はクラスの変更等の手続きを、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。
- ②会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
- ③会員の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先 と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、本アカデミーが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場合があります。

第 14 条（会員除名）

会員または親権者が次のいずれかに該当した場合、会社は除名とすることができ。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。（但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く）

- ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
- ②諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。
- ③入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
- ④会社が本アカデミーの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑤親権者が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力 であることが判明したとき。
- ⑥第 18 条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑦その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第 15 条（会員資格喪失） 会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会したとき。

- ②除名されたとき。
- ③死亡したとき。
- ④本スクール・本クラブを廃止したとき。

第 16 条（健康管理）

- ①会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- ②会員は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には本アカデミーへ申告するものとします。

第 17 条（諸規則の厳守）

会員は本アカデミー参加・本クラブ施設利用に際して、本会則および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、従業員の指示に従っていただきます。

第 18 条（禁止事項）

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員または同伴者による次の行為を禁止します。

- ①動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた 盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)
- ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- ③施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)
- ④許可なく施設内で撮影・録音すること。
- ⑤本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や 持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。
- ⑥他人や従業員、本アカデミー・本クラブおよび会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。
- ⑦許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をすること。

- ⑧他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑨痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- ⑩他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
- ⑪正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
- ⑫他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑬支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- ⑭酒気を帯びて施設内に入場すること。
- ⑮過剰、不当な要求行為。
- ⑯その他、本アカデミー・本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第 19 条（入場禁止、退場）

会社は下記の項に該当する会員または同伴者に入場禁止、退場を命じることができます。

- ①本会則および諸規則を遵守しない方。
- ②集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ③正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
- ④第 4 条の入会資格を満たしていないと会社が判断した方。
- ⑤第 18 条で禁止されている行為を行った方。

第 19 条の 2（施設・サービス利用制限） 会社は下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命じることができます。

- ①健康状態により、医師から運動を禁じられている方。
- ②会社が運動、サービス利用することが好ましくないと判断した方。

第 20 条（損害賠償）

- ①本アカデミー参加・本クラブ施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。
- ②会員が本アカデミー参加・本クラブ施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第 21 条（盗難）

会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本アカデミー参加・本クラブ施設利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社 に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

第 22 条（紛失物・忘れ物・放置物）

- ①会員が本アカデミー参加・本クラブ施設利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ②忘れ物・放置物については、原則として 2 週間保管した後、処理させていただきます。

第 23 条（会員外利用者）

会社は、会員以外の方（以下会員外利用者という）に本アカデミーの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても本アカデミー参加・本クラブ施設利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。
また、会員と同様に本 会則を適用します。

第 24 条（利用案内）

本会則に定めない本アカデミー運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または会社が別途定める規則に定めます。

第 25 条（営業時間）

営業時間は別途定めます。

第 26 条（クラスの休講）

会社は運営上、開講が困難な事由が生じたとき、クラスを休講することがあります。休講分の受講権利は、振替権利の付与もしくは諸会費・諸料金の充当をいたします。

第 27 条（施設の利用制限と休館）

本クラブは、次の理由により施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休館することがあります。

- (1) 気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等または そのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。
- (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。
- (3) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が できないと会社が判断したとき。
- (4) 疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・ 要請・働きかけがあったとき。
- (5) その他、会社が休館または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。

③予め予定されている休館は、原則 2 週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。尚、諸会費・諸料金については別途会社が定める基準によるものとします。

第 28 条（本アカデミー・本クラブおよび施設の廃止・統合）

会社は次の理由により、本スクール・本クラブの全部または一部を廃 止・統合することがあります。

- ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。
- ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。本アカデミー・本クラブの廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本アカデミーの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

第 29 条（個人情報保護）

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、会社ホームページに掲示いたします。

第 30 条（会則の改定）

会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の 2 ヶ月以上前に第 31 条（告知及びご連絡）および別途 会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。

第 31 条（告知及びご連絡）

①本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員 WEB サイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。

②会社から会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員が会社に申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。

附則

本会則は、2024 年 8 月 1 日より施行いたします。